



中国の民商事審判制度改革の新たな

Q 当社は中国で設立された外資企業です。ある一つの債権を長期的に有効に回収できていないので、債務者を提訴しようと考えています。しかし、以前私たちが耳にしたところによると、中国では訴訟にとっても長い時間を費やすことになり、しかも裁判の結果は、必ずしも公平かつ公正に下されるわけではなく、また、たとえ勝訴したとしても、相手方が判決を履行しなければ、判決も一枚の空文に等しくなり、どんな役割も果たさないとのこと。このような見解は、果たして正確なのでしょうか？また、中国の民商事審判制度において、最近はどのような新しい変化があったのでしょうか？

A 企業は経営の過程において様々な紛争に遭遇します。紛争を交渉で解決できない場合には、訴訟や仲裁を提起することが企業の採るべき手段となります。長期にわたり、中国の裁判所の民商事審判の過程では、確かに多くの欠如と不足が存在していました。しかし近年では、中国では多くの新たな規定が打ち出され、司法の公正さの水準も向上しています。以下、中国の民商事審判制度の近年におけるいくつかの最新の改革動向について、要点を絞ってご紹介致します。

1. 「同案同判」の発想の確立、裁判の公正性の向上

司法の公正さを実現するためには、必ず「同様の案件に対する同様の裁判結果」（同案同判）を遂行しなければなりません。しかし、中国では基本的に判例法を採用していないため、裁判官は既存の判決結果に拘束されず、非常に大きな自由裁量権を有しており、同様あるいは類似の法的问题に対し、中国の異なる地区や異なる階級の裁判所、さらには同一の裁判所の異なる時期に行われた裁判において、いずれも頻繁に食い違いを引き起こしています。このような「同案異判」は、中国の民商事審判での難題となっており、司法裁判における公平さと公正さに著しく影響を及ぼしています。

この問題に対し、最高人民法院は2010年から定期的に典型的な事例を選んで指導性事例として発表しています。各級の人民法院は指導性事例に類似する案件に遭遇した際に、指導性事例の裁判の要点を参照して裁判を行うべきとしています。しかし、指導性事例の件数は比較的少なく^{注1}、指導性事例以外の案件の類型に対しては、裁判所は審理の過程で従来の判決の拘束を受ける必要はなく、「同案異判」の問題は依然として際立っています。

19年7月に、最高人民法院は「全国法院民商事審判工作會議」を開き、この會議で「同案同判」の考えを確立し、裁判の基準を統一し、自由裁量権の濫用を効果的に防止する必要性が明確に提起されました。民商事裁判官は難解かつ複雑な案件や新しい種類の案件を審理する際に、類似案件の検索を行い、仮に過去に当該案件にかかわる相応の核心的な法的規則があったならば、その規則が当該案件に適用できるか否かを確定させる必要があります。もし、

適用できない場合は、その理由を明確に説明すべきとされています。各級の裁判所は実際の状況に基づき、類似案件を検索する期間、地域、審級などを早急に規範化しなければなりません。

中国では成文法を採用していますが、判例を重視して裁判基準を統一する司法方針は、現在のすう勢となっており、このことは中国の民商事審判の公正さと予見可能性をさらに向上させることとなります。また、訴訟における類似案件の検索・研究報告書の作成も、各企業が今後の訴訟に備え取り組む必要のある重要な業務の一つとなります。

2. 審理期間の厳格な制限、審判効率の向上

中国の「民事訴訟法」では案件の審理期間に対する規定が設けられていますが、実務上、審理は期間を超過し、案件の結論が長期に渡り先延ばしとなる事例が各地で多く発生しています。この問題を解決するため、最高人民法院は18年4月に「民商事案件の審理期間延長と開庭延期問題の厳格な規範化に関する規定」を公布し、19年3月に改正が行われました。本規定では民商事案件の審理期間に対して以下の具体的な要求が提起されています。

- (1) 各種案件の審理期間を再度明確化する。普通手続、簡易手続が適用される第一審案件の審理期間は、それぞれ6カ月以内、3カ月以内とされ、判決、裁定に対する上訴案件の審理期間は、それぞれ3カ月以内、30日以内とする。
- (2) 審理期間延長を要する特別な状況が法律によって認められている場合には、裁判所長へ申請し、事情と理由を詳細に説明する。再度延長する必要がある場合は、上級の裁判所へ申請しなければならない。
- (3) 開庭審理の延期回数を厳格に制限する。普通手続お

動向

金誠同達法律事務所
シニアパートナー・中国律師 趙雪巍

よび簡易手続・小額迅速裁決手続が適用される民商事案件では、開庭審理の延期回数はそれぞれ2回および1回を超えない。

(4) 裁判所は案件の立件・審理期間、審理期限の延長、および開庭審理延期の状況と理由を速やかに当事者へ公開する。それに対し、当事者が異議を唱える場合には、裁判所へ着実に監督すべき点を申請することができる。

この規定の公布により、審判期間短縮のための制度上の保障がなされ、当事者の知る権利と監督権の保障に有利となり、この規定が実施されることで、案件のより迅速な審判が可能となります。

3. 複数の措置の採択、「執行難」の有効な解決

判決を勝ち取っても、相手方が資産の悪意の移転などの方法により、判決の執行を拒否すれば、判決そのものが一枚の空文になってしまいます。このような長期に渡る「執行難」の問題を効果的に解決し、勝訴した当事者の権利と利益の実現を適切に保障するため、最高人民法院は16年から一連の執行強化の措置を打ち出し、顕著な成果を上げてきています。

(1) 被執行者は高額消費が制限され、「ブラックリスト」に載せられます。被執行者が判決の履行を拒否した場合には、裁判所はこの者に対して高額消費制限措置を採り、飛行機や高速鉄道への搭乗、星付きのホテルでの宿泊、旅行、家屋購入などを制限することができます。さらに、一定の条件を満たしている場合、裁判所はこの者を信用失墜被執行者リストに載せることができます。信用失墜被執行者は高額消費、出国、子供の教育、就業、銀行ローンなどの各方面でいずれも非常に大きな制約を受けます^{注2}。

(2) 判決や裁定の執行を拒否する犯罪行為は厳罰に処されます。判決を執行する能力があるにもかかわらず執行を拒否した場合、裁判所は、該当者を勾留することができ、かつ、資産の隠匿または移転、虚偽報告など情状が悪質な違法行為があり、判決・裁定執行拒否罪が適用された場合、該当者は、3年以下の有期懲役、拘禁刑などの刑事処罰に処せられます。16年から、判決の執行を拒否する当事者に対する取り締まりが強化され^{注3}、「執行難」の問題が改善されました。

(3) 部門間連携の強化により被執行者の行方と財産を追求します。裁判所は現在、既に全国オンラインシステムを構築しており、公安部、自然資源部などの16の組織や

3,900社余りの銀行等の金融機構と連携し、被執行者の銀行口座、不動産、自動車などの主要な財産に対する「一斉摘発」を実現することで、被執行者による財産の隠匿、自身の雲隠れまたは執行逃れの行為を抑止しています。

(4) インターネットオークションを通じ、財産現金化の難題が効果的に解決されています。目下、中国の裁判所は全面的にインターネット司法オークションを普及させ、オークション成約率や割増率は以前に比べて倍増し、被執行者の財産現金化による利益最大化の実現に成功しています^{注4}。例えば、飛行機や汽船、生鮮食品、携帯電話番号などの以前は現金化が困難であった目的物も、インターネットを通じて競売を成功させています。

4. まとめ

近年においては、立件登記制度、繁雑・簡素案件分割システム、審判管理制度、裁判文書公開サイト、多様化紛争解決システム、および情報化システム構築などの一連の司法改革の実施に伴い、中国の民商事審判の質は目覚ましい向上を遂げました。世界銀行の19年度の商取引環境報告では、中国の「司法手続の質の指標」は15.5ポイントで世界第2位となっています。今後は、前述したように、最新の一連の民商事審判改革の継続的な推進によって、中国の民商事審判はさらに公正かつ効率的なものとなり、当事者は訴訟を通して、自らの合法的な権利と利益をより円滑に実現することができるようになります。

注1: 10年の指導性事例制度の確立後から、19年の末までに、最高人民法院は合わせて24回に分けて139の指導性事例を公布している。

注2: 最高人民法院の統計によると、16年から19年3月までに、全国の裁判所で信用失墜被執行者リストが累計で1,322万件公開されており、366万人が懲罰に耐えられず自発的に法的義務を履行した。

注3: 16年から19年3月までに、裁判所が判決裁定執行拒否罪をもって刑を言い渡した犯罪者は1万3,000人で、勾留者は延べ50万6,000人にのぼる。

注4: 19年3月から、全国の裁判所ではネットオークションが合わせて110万回行われており、成約数は31万件、成約額は6,863億元、目的物の成約率は68.7%、割増率は61.3%にそれぞれ達した。